

四日市市告示第397号

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年5月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第503号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者又は法人（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。</p> <p>(2) 国要綱が定める年度中に、<u>農業経営を開始し、次の要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</u></p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定により設定される利用権、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第6項に基づく公告があったもの又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。）を交付対象者（<u>交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。</u>）が有していること。</p> <p>イからオまで （略）</p> <p>(3) 基盤強化法第14条の4第1項に規</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 国要綱が定める年度中に、次の要件を満たす独立・自営就農をする者であること。<u>この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</u></p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定により設定される利用権、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第6項に基づく公告があったもの又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。）を交付対象者が有していること。</p> <p>イからオまで （略）</p> <p>(3) 基盤強化法第14条の4第1項に規</p>

定する青年等就農計画の認定を受けていること。

- (4) (略)
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市長に認められること。
- (6) 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれること、「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「同通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる」と判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実に見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図」に位置づけられた者等」という。）。
- (7) 本事業、国要綱別記3の雇用就農資金若しくは新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記6の初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業」という。）による助成金又は四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第484号）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、三重県による飼養衛生管理基準遵守状況

定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。

- (4) (略)
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市長に認められること。
- (6) 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「同通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実に見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プラン」に位置づけられた者等」という。）。
- (7) 次に掲げる条件に該当していること。  
ア 国要綱の別記3の雇用就農資金による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。  
イ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥等を飼養する農業経営の場合は、三重県による飼養衛生管理基準遵守状況

等について確認が行われていること。  
(10) (略)

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、国要綱別記1の第5の2に記載されている要件をすべて満たすものとする。

(補助率等)

第5条 補助対象者に対する補助率は4分の3以内とし、補助対象事業費の上限額は1,000万円(四日市市農業経営開始資金交付規則(平成25年四日市市規則第3号。以下「規則」という。))の交付対象者の場合は、500万円)とする。ただし、リース物件に係るリース料対象助成額については、別表に定める額とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、前項に規定する補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額(1円未満は切捨て)とする。

ア及びイ (略)

ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合であって、第3条第1号の要件を満たす者(当該法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、農業経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、農業経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。ただし、国要綱が定める年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(経営発展支援事業計画等の承認申請)

第6条 資金の交付を受けようとする者又は法人は、経営発展支援事業計画等を作成し、経営発展支援事業計画承認申請書(第1号様式)及び経営発展支援事業申請追加資料(第1号様式の2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、資金の交付を受けようとする者又は法人が前項の経営発展支援事業計画等を

等について確認が行われていること。  
(10) (略)

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、国要綱の別記1の第5の2に記載されている要件をすべて満たすものとする。

(補助率等)

第5条 補助対象者に対する補助率は4分の3以内とし、補助対象事業費の上限額は1,000万円(国要綱別記2の経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円)とする。ただし、リース物件に係るリース料対象助成額については、別表に定める額とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、前項に規定する補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額(1円未満は切捨て)とする。

ア及びイ (略)

ウ 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)のそれぞれに対して第1項に規定する額を上限額とする。ただし、国要綱が定める年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(経営発展支援事業計画等の承認申請)

第6条 資金の交付を受けようとする者は、経営発展支援事業計画等を作成し、経営発展支援事業計画承認申請書(第1号様式)及び経営発展支援事業申請追加資料(第1号様式の2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が前項の経営発展支援事業計画等を作成するに当たり、三重県等の関係

作成するに当たり、三重県等の関係機関や農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制（以下「サポート体制」とする。）の関係者（以下「評価会」とする。）と協力して、経営発展支援事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

（経営発展支援事業計画等の承認）

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、経営発展支援事業計画承認書（第2号様式）により申請を行った者に通知するものとする。

2 （略）

（経営発展支援事業計画等の変更申請）

第8条 前条第1項の承認を受けた者又は法人（以下「申請者」という。）が経営発展支援事業計画等を変更しようとする場合は、経営発展支援事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第10条 申請者は、経営発展支援事業費補助金交付申請書（第5号様式）に必要書類を添付して、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 （略）

（申請の取下げ）

第14条 前条の規定による通知を受けた者又は法人（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 （略）

（就農状況報告等）

第24条 （略）

2 （略）

3 市長は、前項の確認に加え、第6項に規定するサポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、次の

機関や農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制（以下「サポート体制」とする。）の関係者（以下「評価会」とする。）と協力して、経営発展支援事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

（経営発展支援事業計画等の承認）

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、経営発展支援事業計画承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 （略）

（経営発展支援事業計画等の変更申請）

第8条 前条第1項の承認を受けた者が経営発展支援事業計画等を変更しようとする場合は、経営発展支援事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第10条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「申請者」という。）は、経営発展支援事業費補助金交付申請書（第5号様式）に必要書類を添付して、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 （略）

（申請の取下げ）

第14条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 （略）

（就農状況報告等）

第24条 （略）

2 （略）

3 市長は、前項の確認に加え、第6項に規定するサポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、次の

各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（第15号様式）を用いて、補助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 書類確認

アからウまで (略)

エ 管理運営日誌・利用簿等（本事業で導入した機械・施設等の管理・運営状況が分かるもの）

4 規則第11条第8項及び第9項による確認を行った場合は、第2項及び第3項について、行ったものとみなすことができる。

5及び6 (略)

(住所等変更報告)

第25条 補助事業者は、目標年度までに氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、規則第16条により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(帳簿及び書類の備え付け)

第29条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る機械装置等について、財産管理台帳（第18号様式）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該補助事業に関する管理運営状況を明らかにした管理運営日誌・利用簿等を備え、これを適切に管理しなければならない。

4 第1項の帳簿及び書類並びに第2項及び第3項の書類を、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から機械装置等の減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）まで、保存しなければならない。

各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（第15号様式）を用いて、補助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 書類確認

アからウまで (略)

4 国要綱別記2の第7の2の(5)による確認を行った場合は、第2項及び第3項について、行ったものとみなすことができる。

5及び6 (略)

(住所等変更報告)

第25条 補助事業者は、交付期間内及び就農継続期間内に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備え付け)

第29条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る機械装置等について、財産管理台帳（第18号様式）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 第1項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から機械装置等の減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）まで、保存しなければならない。

第1号様式の2を次のように改める。

経営発展支援事業申請追加資料

四日市市長 あて

住 所：

[申請者]氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

(署名又は記名押印してください)

経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。なお、四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組み

※実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		実施
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	
		③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て※1について、担当機関・部署が明確になっている	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する※2	
4	所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	
5	家族経営協定を書面で締結している※3		
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		
7	データを活用した農業を実践する		
8	農業経営を法人化する		
合計			

・目標として行う項目（No. 3、4、7及び8）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。法人の場合は就業規則等、一人農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

第3条第1項(5)の場合

目標とする取組	現状(令和 年)	目標(令和 年)
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		(割合: %)

2 事業の概要  
別添のとおり

事業着工(予定) 年 月 日  
事業完了(予定) 年 月 日

※3以降については、農業経営開始資金の交付を受ける場合は、「農業経営開始資金申請追加資料」を添付した場合に記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を <input type="checkbox"/> 借り受けている <input type="checkbox"/> 借り受ける見込み		

6 農業経営開始資金の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

7 就農準備資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

8 過去の研修等の経験

研修先	期間	年 月 日 ~	
		年 月 日	

9 その他

雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
---------------------------------------	---

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等） \* 1

別添4：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 \* 1

別添6：通帳の写し

別添7：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

\* 1 申請時に経営を開始している場合に限る。

別添1

収支計画

\*第3条第5号により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の事業実施前々年度の実績を記載すること。

			事業実施					
			現状 (令和年) (年月 ~年月)	1年(度)目 (年月~ 年月)	2年(度)目 (年月~ 年月)	3年(度)目 (年月~ 年月)	4年(度)目 (年月~ 年月)	目標 5年(度)目 (年月 ~年月)
農業 収入	〇〇(作 目)	経営 規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
		経営 規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
		経営 規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	その他							
	農業経営開始資金(円)							
	収入計(円) ①(資金を除く)							

		事業実施				
		現状 (令和年) (年月～ 年月)	1年(度)目 (年月～ 年月)	2年(度)目 (年月～ 年月)	3年(度)目 (年月～ 年月)	4年(度)目 (年月～ 年月)
農業 経営費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計(円)②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						
所得計(円)①-②						



第1号様式別添  
 個票（機械・施設等の導入の取組用）

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械 施設等	機種・施設等名		数量	(単位) 台
	型式名等			
	対象作物等			
	利用(導入)面積			
	現有機の有無等 (有の場合：能力・取得 年月・台数など)			
物件取得見込額（税込）		[1]	(円)	
助成申請額		[2]	(円)	
	うち国庫助成金	[3]	(円)	
	うち三重県負担額	[4]	(円)	
	うちその他	[5]	(円)	
交付申請者負担額（税込）		[6]	(円)	

注1： 複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注2： 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注3： 添付書類は、以下のとおり  
 ① 販売会社の見積書の写し等（全社分）  
 ② その他市長が必要と認める資料

第1号様式別添  
 個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等名		数量		(単位) 台
	型式名等				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日（※1）		～		(年)
	リース借受日から年間（※2）				(年)
リース物件取得見込額（税抜）	[1]				(円)
	うちオプション分（税抜）				(円)
リース期間終了後の残価設定	[2]				(円)
助成申請額	[3]				(円)
	うち国庫助成金	[4]			(円)
	うち三重県負担額	[5]			(円)
	うちその他	[6]			(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)	[7]				(円)
	うち税相当分				(円)
機械利用者負担リース料（税込）	[8]				(円)
リース物件保管場所					
リース事業者名					

- 注1：※1及び※2については、いずれかを記入してください。  
 注2：リース助成申請額うち国庫助成額は、A、B又はCのいずれか小さい額を記入してください。  
 A：[1]×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内  
 B：（[1]-[2]）×1／2以内  
 C：[5]×2  
 注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。  
 注4：別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。  
 注5：添付書類は、以下のとおり  
 ① 販売会社の見積書の写し等（全社分）  
 ② その他市長が必要と認める資料

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第24条関係）

就農状況報告

事業実施後 年目（月分）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱第24条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 成果目標の取組

※ 実施済みの項目に○を記載してください。また、選択していない項目に－を記載してください。

No	項目	実施	
1	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する	
2	データを活用した農業を実践する		
3	農業経営を法人化する		

2. 第3条第1項（5）の場合

目標とする取組	現状（令和 年）	目標（令和 年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		（割合： %）
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

※ 3以降については、農業経営開始資金の交付を受ける場合は、第8号様式の就農状況報告を添付した場合に記入等は不要とする。

### 3. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・ 飼養頭羽数等			
合 計					
農業経営 の構成 (補助事 業者本 人・家族 労働力)	氏 名	年 齢	補助事業者・補助 事業者との続柄 (法人経営にあ たっては役職)	年間の農業 従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力			(人／日※)		

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

#### 4. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業 受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について(どちらかにチェックする。)

※国要綱の別記1の第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について(どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに第1号様式の2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

別添1. 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること)

2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)

3. 通帳及び帳簿の写し

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)\*1

5. 管理運営日誌・利用簿等(本事業で導入した機械・施設等の管理・運営状況が分かるよう作成すること)

\*1 1回目の報告の際のみ添付する(第17号用紙の就農届で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)



別添 2

決 算 書

( 年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 事業実施〇年 (度)目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他				
農業経営開始資金(円)					
収入計①(資金を除く)(円)					
収入計②(資金を含む)(円)					

			計画※ 事業実施〇年 (度)目	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計(円)③					
【参考】設備投資(内容、金額)					
農業所得計(円)④ = ① - ③					

※計画欄には、第1号様式の2 別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第26条関係）

年 月 日

四日市市長

就 農 届

住 所

氏 名

以下のとおり就農しましたので経営発展支援事業費補助金交付要綱第26条の規定に基づき提出します。

就農した日	年 月 日
-------	-------

添付書類

・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)